議案第２５号

那須烏山市火入れに関する条例の一部改正について

那須烏山市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月２５日提出

那須烏山市長　川　俣　純　子

那須烏山市火入れに関する条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日

那須烏山市条例第　号

那須烏山市火入れに関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第103号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	現　　　行
（許可の申請） 第２条　法第21条第１項の規定により火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。	（許可の申請） 第２条　法第21条第１項の規定により火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、火入許可申請書に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。 ⑴　火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図 ⑵　火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書 ⑶　申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し
２　申請者は、前項の規定による許可の申請に当たっては、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めなければならない。	２　申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。
（許可の要件等） 第３条　市長は、前条第１項の規定による申請に係る火入れが次の各号のいずれにも該当する場合でなければ許可をしてはならない。 ⑴　略 ⑵　火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。 ２　火入れの許可をする期間及び面積は、規則で定める。 ３　市長は、火入れの許可をするに当たっては、火入れの適正な実施を確保するために必要な条件を付することができる。	（許可の要件） 第３条　市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可してはならない。 ⑴　略 ⑵　火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

	（許可証の交付等） 第4条　市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第１項の規定により、第８条から第15条まで及び第16条第４項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証を交付するものとする。 ２　市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。
（許可後における指示） 第4条　市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。	（許可後における指示） 第5条　市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定により火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。
	（許可の対象期間） 第6条　火入れの対象期間は、１件につき５日以内とする。
	（許可の対象面積） 第7条　１団地における１回の火入れの対象面積は、２ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を１ヘクタール以下に区画し、その１区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の１区画の火入れを行う場合にあっては、市長は、これを超えて許可することができる。
	（火入れの通知） 第8条　火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。
	（火入許可証の返納） 第9条　火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。
（火入責任者の義務） 第5条　火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。	（火入責任者の義務） 第10条　火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。 ２　火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

2　火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。	3　火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。
（防火帯の設置）	（防火帯の設置）
第6条　火入責任者は、規則で定めるところにより、火入地の周囲に防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。	第11条　火入責任者は、火入地の周囲に幅５メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については８メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。
2　前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰（せき）等によって防火帯と同等の効果が認められるときは、その設置を省略することができる。	2　前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰（せき）等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。
（火入従事者）	（火入従事者）
第7条　火入者は、火入れに当たっては、規則で定める延焼等を防止するために必要な人数の火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。	第12条　火入者は、火入れに当たっては、１回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。 ⑴　１ヘクタールまでは15人以上 ⑵　１ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積１ヘクタールにつき５人を前号の人数に加えて得た人数以上
2・3　略	2・3　略
（火入れの方法）	（火入れの方法）
第8条　火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地であるときは、上方から下方に向かって行わなければならない。	第13条　火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。
2　火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。	2　火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。
（火入れの中止）	（火入れの中止）
第9条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、規則で定める気象に関する注意報又は警報が発表され、又は発令されたときは、火入れを行ってはならない。	第14条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。
2　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって、他に延焼するおそれがあると認めたとき、又は前項の気象に関する注意報若しくは警報が発表され、若しくは	2　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって、他に延焼するおそれがあると認めたとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには

発令されたときは、速やかに消火しなければならない。	、速やかに消火しなければならない。
（緊急連絡体制の整備） 第10条　火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。	（緊急連絡体制の整備） 第15条　火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。
（消防署長への通知） 第11条　市長は、火入れの許可をしたときは、規則で定めるところにより、消防署長にその旨を通知するものとする。	（消防署長への通知） 第16条　市長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨　通知するものとする。 ２　市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。 ３　市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち会わせることができる。 ４　前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。
（職員の立入り等） 第12条　市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。 ２　市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち会わせることができる。 ３　前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。	
（委任） 第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	（委任） 第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。